

参考様式第2号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年3月13日

木津川市長 河井 規子

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

加茂町大野山際地域

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成30年3月6日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

1 経営体

法人	0 経営体
個人	1 経営体
集落営農	0 経営体

4. 3の結果として、当該区域に十分担い手がいるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

土地改良事業の実施及び農地の流動化に向け、農地中間管理事業の活用を検討する。

6. 地域農業の将来のあり方

加茂町大野山際地域は水稲と自家用野菜の栽培が主であるが、従来から湿田で生産性が低く、近年の高齢化などが耕作放棄地の増加に拍車をかけている。そのため、現状の農地と農業を維持しつつ、周辺の関連整備を待って土地改良事業により耕作放棄地を再生・改良し、地域の中核的担い手が借り受け、収益性の高い野菜を多品目栽培することで地域の農業・農地を守ることをとす。